

令和7年第3回定例会総務教育委員会会議録

令和7年9月18日
午前10時
全員協議会室

出席者氏名

山村 尚	委員長	大野みどり	副委員長
伊藤 悅子	委員	藤木 妙子	委員
札野 章俊	委員	油原 信義	委員
杉野 五郎	委員		

執行部説明者

副 市 長	木村 博貴	教 育 長	大古 輝夫
総務部長	大貫 勝彦	総合政策部長	岡野 功
教育部長	落合 勝弘	議会事務局長	中嶋 正幸
総務部次長	仲村 真一	総合政策部次長	大堀 敏雄
教育委員会事務局次長	名島 正博	危機管理監	柏崎 治正
防災安全課長	関口 道治	人事行政課長	藤平 浩貴
財政課長	平野 総雄	税務課長	森下 健史
納税課長	粉川 裕美	管財課長	生井 利幸
秘書広聴課長	青木 誉	企画課長	関ヶ原 功
デジタル都市推進課長	栗山 哲也	教育監	小林孝太郎
教育総務課長	海老原弘一	文化・生涯学習課長	松崎 竜弥
指導課長	秋山 卓也	議会事務局課長	伊藤 正晶
まちの魅力創造課空家対策室長	山西 猛士	人事行政課長補佐	岩橋 勇生 (書記)

事務局

課長補佐 廣瀬 正幸

議題

令和7年請願第2号	まちなかの歴史的建造物の調査を求める請願書
令和7年請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
議案第2号	龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例について
議案第3号	龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第4号	龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第5号	龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第6号	龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第10号	市有財産の取得について (追認) (中型バス賃貸借)
議案第11号	市有財産の取得について (追認) (平成24年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借)
議案第24号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第5号) の所管事項
議案第30号	令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第6号) の所管事項
報告第1号	専決処分の承認を求めるについて (令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算 (第4号)) の所管事項

○山村委員長

それでは、ただいまより総務教育委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました令和7年請願第2号、令和7年請願第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第10号、議案第11号、議案第24号の所管事項、議案第30号の所管事項、報告第1号の所管事項、以上12案件です。

これらの案件につきましてご審議いただくわけでございますが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、請願の審査に入ります。

本日は、令和7年請願第2号の提出者にお越しいただいておりますので、令和7年請願第2号の審査から行います。

令和7年請願第2号 まちなかの歴史的建造物の調査を求める請願書の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

○廣瀬課長補佐

それでは、請願書を読み上げさせていただきます。

請願名、まちなかの歴史的建造物の調査を求める請願書。

受理番号、令和7年請願第2号。

受理年月日、令和7年8月22日。

請願者の住所・氏名、茨城県龍ヶ崎市上町4108番地 まちなか再生を考える会 代表 久保田房子さん 外336名の方です。

紹介議員、椎塚 俊裕議員、大野 誠一郎議員。

請願の趣旨でございます。

『龍ヶ崎市まちづくり基本条例』の「前文」には、「龍ヶ崎の自然環境とそこに育まれた歴史と文化を受け継ぎながら、住み続けられるまちを次世代へと引き継いでいくこと」がまちづくりの基本理念として述べられています。

龍ヶ崎市のまちなか（『龍ヶ崎市まちなか再生プラン』2020で指定された地域・中心市街地）は、16世紀からのまちづくりによって形作られ、仙台藩領であった江戸期を含め、明治、大正、昭和と茨城県南有数の商業都市として発展し、数多くの商家建築や和風建築、洋風建築が立ち並ぶ町でした。中心市街地が衰退していく全国的な流れの中で、龍ヶ崎市のまちなかも例外ではありませんが、この2年間（2023年～2025年）建築の研究者が相次いで訪問し、龍ヶ崎市に残る近世、近代の建造物について高く評価しています。

建造物は歴史と文化を語る証人です。これまで龍ヶ崎市においても様々な事情で歴史的建造物（旧龍ヶ崎中学講堂、旧龍ヶ崎小学校校舎など）が取り壊され、市民に埋めようのない喪失感をもたらしてきました。今回の請願は、まちなかに残る龍ヶ崎の歴史的建造物の調査を行い、客観的な評価を行うことにより基本条例にある「次世代に引き継ぐ歴史と文化」とは何かを明確に把握することを目的としています。

それは建造物の周辺環境も含め、現時点のまちの姿を記録、保存することでもあります。調査によって龍ヶ崎市ならではの魅力を再発見し、それを市民と行政が共有することによって、「住み続けられるまちを次世代へと引き継いでいくこと」の道が啓けると確信し、ここに請願いたします。

請願事項。

龍ヶ崎市は『龍ヶ崎市まちづくり基本条例』にある通り、龍ヶ崎の歴史と文化を受け継ぎ、住み続けられるまちを次世代へと繋ぐために、まちなかの歴史的建造物の悉皆調査を行い市民と共有することを求めます。

以上でございます。

○山村委員長

この後、休憩中に総務教育委員会協議会を開会いたします。
休憩いたします。

〔休憩中に総務教育委員会協議会を開催。請願者による説明、質疑・応答を行った。〕

○山村委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
それでは、各委員からご意見等がございましたらお願ひいたします。
油原委員。

○油原委員

協議会の中でいろいろお聞かせいただきましたけれども。

龍ヶ崎の旧市内で悉皆調査を63軒実施したということでありますけれども、市史の民俗調査報告書の中でも「調査にあたり」ということでちょっと記載されておりまして、龍ヶ崎町の中から2軒の商家、町家を調査したんですが、当初は6軒から7軒を予定していたということです。

大学の先生方の調査ですから、ちょっと時間的余裕がなかったり、天候とかの問題、そういうことの中で残念ながら2軒しか調査できなかったということですが、対象は6軒から7軒あったという記載がされております。

それと、先ほどのお話の中では、調査を行った当時では「歴史的に浅い」ということで、63軒の専門調査から外していった建造物もあったということです。そういうことで、今の時点で歴史的建造物に値するのかどうかですね。ただ、悉皆調査の候補の中には入ったということですから、やっぱりそれなりの建造物であったんだろうというふうに思います。

そういうことを踏まえると、やはりそういう調査漏れというんですかね、それから新たに調査をする部分というのはあるんだろうというふうに思います。

やっぱりこういう調査は、記録保存をきちんとしておくということが大切でありますので、今回の請願の趣旨については、賛成をさせていただきたいと思います。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。
杉野委員。

○杉野委員

私の方からは、今、油原委員が申し上げたように、過去に調査した龍ヶ崎地区の民俗調査報告書ですね。同じことを言わせていただきますけれども、その中の「調査にあたり」でこのように書いてあります。

「今回は旧龍ヶ崎町の中から、2軒の商家を調査したに過ぎなかった。当初は6～7軒を予定していたのであるが、調査期間中予想しなかった長雨にたたられたのと私自身に時間的余裕が少なくなり、この2軒だけしかできなかったのは残念である。」というふうに記載されています。

今回の請願書を読ませていただきますと、いわゆるまちなか活性化、あとはちょっと別に置いて、ちゃんと調査だけはやってくださいよという話なのだと理解しております。

それと、以前、令和5年にも要望書がありましたけれども、あれは実際にはなかなか進まなかつたと。それで、その中の2番目の要望の中に悉皆調査のことが書かれているんですよね。以前「検討します」という市からの回答だったということを考えれば、ここでしっかりと記録に残すっていうことがいかにも大事なのかなと。

私は、龍ヶ崎小学校、昔の講堂ですね。あれを知っています。そこで学びました。それから、竜一高の講堂。その当時も、やっぱりすごいものだなあと子どもの頃に思いました。

私が何年かして帰ってきましたら、もうそれはなかったと。非常に残念だなと。そんなことのないよう、今ここでしっかりと悉皆調査をお願いしたいと思います。

そういう意味で賛成ということで、よろしくお願ひします。

○山村委員長

他にご意見ござりますか。

伊藤委員。

○伊藤委員

まちの歴史を知る上で、建物ってすごく重要なところだと思うんですよね。

私も「古いまち巡り」っていう、そのような企画があって参加させていただいたんですけど、建物のそのものもそうなんですけれど、中の建具や壁、それがもう本当に今見ても「こんなに手の込んだ細かいものを作っていたんだな」なんていうものもありましたし、仕事をする人たちの歴史だと思うんですよ。

だから、そういうものを歴史として大事に、町並みもそうですし、ただ残せる部分と残せない部分もあるかと思いますけれども、それは今後どうしていくかっていうことなんですかけれども、そういう記録はやっぱり取っておくべきだと思いますので、私は賛成したいと思います。

○山村委員長

他にご意見ございませんか。

大野委員。

○大野委員

この歴史的な価値を残して伝えていくっていうことが大事だと思います。

私も龍ヶ崎で生まれ育ちましたけれども、子どものときは歴史的な古いものを学ぶ機会があまりなかったかなというのがあって、今、この歳になって「もっと知りたいな、触れたいな」っていう思い、古いものに対して「大事にしていきたいな」という思いがあるんですけども。

そういうのをしっかりと伝えていかなきゃいけないっていうところをすごく理解するのと、41年経ってしっかりと調査をするっていうことがすごく大事なことだと思いますので、賛成いたします。

○山村委員長

他にご意見ございませんか。

藤木委員。

○藤木委員

旧龍ヶ崎中学校の講堂とか旧龍ヶ崎小学校の校舎っていうのは、私は見たことがないんですけど、素晴らしいものだったんじゃないかなとは想像できます。

水戸でもそういう古い建物を集めて、歴史館の方で丁寧に展示されたりしておりますが、もし龍ヶ崎にこれが残っていたら、今頃、映画の撮影とかにたくさん的人が利用してくれたんじゃないかなと思うと、私もとっても残念ですから、今残っているものを正しく調査して、今後どう未来に活かすかっていう観点から、この請願書、ぜひ実現して欲しいというか、採択したいと思います。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

それではお諮りいたします。

令和7年請願第2号 まちなかの歴史的建造物の調査を求める請願書につきまして、採択することについて賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

全員賛成でございます。よって、令和7年請願第2号は採択することに決しました。

続きまして、令和7年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査についてです。

事務局に請願書を読み上げさせます。

○廣瀬課長補佐

それでは、読み上げさせていただきます。

請願名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

受理番号、令和7年請願第1号。

受理年月日、令和7年7月30日。

請願者の住所・氏名、茨城県水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2階 茨城県教職員組合 井坂功一さん 外253名の方です。

紹介議員は、後藤 光秀議員です。

請願の趣旨でございます。

学校現場では、子供の貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げられる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間に教育格差が生じることは大きな問題です。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策としても定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項。

1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上でございます。

○山村委員長

それでは、各委員からご意見等ありましたらお願ひいたします。
油原委員。

○油原委員

これまでも類似した請願が出ているわけありますけれども。
内容的には反対する理由はありませんけれども、疑問に感じるのは、やはり少人数学級 35 人、これを是正していくというお話もありますけれど、何人が適正なのかということですね。
学校っていう団体生活の中で、子どもたちっていうのは生きる力を養っていくんだろうというふうに思いますので、そういう意味では何人が適正なのかというようなこともあるんだろうと。やはり加配教員の増員等の処置も必要なんだろうと。
そういう中では、やはり財源措置がないと無理な話ですけれども、それまでの間ということで、いくら加配をしても、基本的には、私は先生方の質の向上にある、授業力の向上にあるんだと思います。
そういうことを努力しながら、こういう請願を出していただきたいと思いますが、反対する理由がございませんので、賛成といたします。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。
伊藤委員。

○伊藤委員

龍ヶ崎市でも、不登校とかすごく増えていますよね。
やっぱりそれには、先生、できれば子どもと 1 対 1 ぐらいで対応できる余裕も必要なんだと思うんです。それで私、35 人学級ではどうなのかなっていう思いは強くあります。
それと、義務教育なんですから、その費用を国がきちんと賄うべきだっていうふうに思っていますので、私はこの請願には賛成します。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。
杉野委員。

○杉野委員

請願事項に端的に現れておりますけれども、働き方の問題が取りざたされております。
それと同時に、2 番目、教育の機会均等の、やっぱり水準は向上していかなくちゃいけないのかなど。今ままではまずいなというふうに私も思っております。
それから、3 番目の財政的な面から、やっぱり地方自治体だけではやりようがない。国がしっかりと支えていただいていかなくてはいけないというように私も感じております。
もちろん質の問題もありますけれども、今回の請願ではこちらの 3 点に絞って出されていますので、私は採択に賛成といたします。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。
藤木委員。

○藤木委員

私は、若いころに 5 年ほど中学校の音楽教師をしていたので、現場の様子っていうのは身をもつ

て知っています。

先生方はもう大変ですね。朝から晩まで一生懸命働いて、休暇の時でさえ、自分の担当する生徒さんに何かあったというと駆けつけて。お医者さんと同じですね。「生徒のためなら」っていう方々がいっぱい働いていらしたので。

今はこういう働き方改革とか呼ばれて、本当に良くなつたと思っています。

ぜひ、これは採択して欲しいと思います。よろしくお願ひします。

○山村委員長

他にご意見ございますでしょうか。

[発言する者なし]

別にないようですので、お諮りいたします。

令和7年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきまして、採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。よって、令和7年請願第1号は採択とすることに決しました。

それでは議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

議案第2号 龍ヶ崎市表彰条例の一部を改正する条例についてです。

議案書の9ページをお願いします。

本条例第8条第1項で定めます表彰の時期につきまして、現行の「毎年文化の日に行う」から、「毎年1回、市長が定める日に行う」へ改正するものでございます。

改正の趣旨でございますが、文化の日が連休に係る中日でありますとか最終日となる場合や、他の大型のイベントと日程の重複が生じるため、開催日に幅を持たせ、日程調整に柔軟に対応できるよう改正を行いまして、受賞される方の参加利便性を高め、参加率の向上を図ろうとするものでございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

1点だけなんすけれど、「市長が定める日」ということで、毎年、その年の事情によって違うこともありますり得るってことですかね。

○山村委員長

青木秘書広聴課長。

○青木秘書広聴課長

今ご質問のとおり、連携の中日とか最終日に当たらないように、例えば土曜日や連休の初日に開催したりですか、そういう形で柔軟に対応していく様にするものでございます。

○山村委員長

よろしいですか。

他に質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書10ページをお願いいたします。

議案第3号 龍ヶ崎市議会議員及び龍ヶ崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、公職選挙法施行令の改正によりまして、昨今の物価高騰等を考慮いたしまして、選挙の際に配布するビラの作成単価の公費負担の上限額を引き上げるものでございます。

具体的には、第8条（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）におきまして、作成単価を「7円73銭」から「8円38銭」に改めるものでございます。

以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第3号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは議案書12ページをご覧ください。

議案第4号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、国家公務員の処遇に関する人事院規則の改正に準じまして、妊娠・出産等を申し出た職員、または3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供及び利用に関する意向確認のための措置などを行うことを市に義務づけるため、所要の改正を行うものでございます。

12ページの、具体例では15条につきましては、引用条項の改正でございます。

17条の2が妊娠出産等についての申し出等をした職員等に関する意向調査の規定となります。

17条の2第1項第1号で、出生時両立支援制度等の周知や意向確認の規定を定めております。

同じく、第2項第1号によりまして、育児期両立支援制度等の周知、第2号、第3号におきまして、意向確認等の条項が定められているものでございます。

これによりまして、該当する職員の処遇改善の推進を図るものでございます。

以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

○伊藤委員

職員の方に、こういうふうに法律が変わったっていうことをしっかり知っていただく、その方法はどんなふうに考えているのか、お伺いします。

あと、やっぱり今までの習慣で言いづらいみたいなところも無きにしもあらずだと思うんですね。

その辺も含めてお願ひします。

○山村委員長

藤平人事行政課長。

○藤平人事行政課長

今回の制度改正は10月1日からとなりますけれども、こちらについては基本的には府内に文章等で周知するのが一般的となっておりますので、その方法をまずは取ろうかと考えております。

あと、申し出があった職員に対しては、すでに用意されているガイドブックのようなものがございまして、そういうものを活用して個別に説明するような形をとっておりますので、その辺りも今回の改正を踏まえて体系化して取り組んでいけたらと考えております。

言い出しづらいというか、こちらは育休のところに限っていえば、男女共に100%達成しているということで、そういう職場の育休を取る空気が醸成されているところもありますので、引き続き維持していきたいというふうに考えております。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

以前から100%育休を取っているっていうのは素晴らしいなと思っていたところです。
ありがとうございます。

○山村委員長

他にご質問ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第4号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書15ページをお願いいたします。

議案第5号 龍ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、育児休業について、現行の1日につき2時間を範囲内とする形態に加えまして、1年につき条例で定める時間を超えない範囲

内とする形態を設け、職員の選択の幅を広げ、処遇の改善を図ろうとするものでございます。

具体にはですね、第14条でございます。第14条（第1号部分休業の承認）、こちらが従来の制度で、1日2時間を超えない範囲で取るものでございます。

続きまして16ページをお願いいたします。第14条の2でございます。（第2号部分休業の承認）というようなことで、これが新設されるものでございます。

こちらにつきましては、例えば正職員であれば、第14条の4に定めるように、第1号の非常勤職員以外の職員、つまり正職員になりますけども、10日分の日数でございますね、77時間30分を取得できること。これにつきまして、例えば1日休みを10回でもいいですし、1時間ずつずつと取ってもいいですし、というようなことで柔軟に取れるというような部分休業形態とすることによりまして、休業される方の利便性向上というような、取りやすさの向上というようなことに資するものでございます。

また、非常勤職員、会計年度任用職員さん方ですね、その方の1日の勤務時間の10日分の時間まで取れることとなりますので、これまでより柔軟な部分休業取得が可能となる制度でございます。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありますか。

札野委員。

○札野委員

すごくいいと思います。

特に育児の場合、なにも1日いなくても2時間とか3時間とか、午前中だけは出ないよとかっていうように、この77時間30分の中だとなると、どれだけ助かるかなって思うんです。特に女性の方にご無理がないように、仕事にうまく活用していただいて。

龍ヶ崎なら住まいと勤務地とが離れていませんので、ちょっと出て、ちょっと返ってこれると思うんですね。

これを実績として残すことによって、龍ヶ崎出身の女性が龍ヶ崎で働いて、子育ても楽にできるというふうな実績をぜひ作ってもらいたいというふうに思います。期待をしています。

賛成です。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、議案書19ページをお開きください。

議案第6号 龍ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、市の住民情報基幹系システムを国の標準仕様に準拠したシステムへ移行する、いわゆる標準化というような作業を行って10月に稼働予定でございますが、それに合わせまして、これまで発行していました税務関係の証明等につきまして、国が示す様式に合わせ各証明書を発行すること

になりますので、証明書の名称や区分などを変更するものでございます。

条例の別表におきまして、新旧対照表がついておりますけども、「納税証明書」につきまして、これ1本だったのが「完納証明書」「滞納無証明書」というものが新たに出るようになります。

続きまして、課税所得証明書につきまして、「課税証明書」と「非課税証明書」の二つの区分、これは、窓口発行の部分に加えまして、いわゆるコンビニ発行部分でございますけれども、「課税（非課税）証明書（多機能端末機による場合）」というように整理させていただいております。

「事業所証明書」は名称変更で「営業証明書」となります。

次のページをご覧ください。固定資産評価証明書等でございます。

「固定資産公課証明書」「固定資産資産証明書」につきましては、今までから細分化されまして、固定資産の「土地・家屋」の部分と、「償却資産」にそれぞれ分けていくというようなことでございます。

続きまして、「住宅用家屋証明書」は変更ございません。

そのあと、名称変更で「建物滅失証明書」が「滅失証明書」というようなこととなります。

また、現行の運用に合わせまして改正前の「地図閲覧」、二つ飛びまして「特に手数を要する地図複写で前段の地図複写により難いもの」につきましては、現行やっておりませんので、こちらにつきましては、廃止としまして「地図複写（A3判まで）」に統一させていただき、他の手数料に合わせ300円に改定するものでございます。

最後の「狩猟者登録税に関する証明書」は、名称変更で「狩猟税に関する証明書」に改めるものでございます。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありますか。

杉野委員。

○杉野委員

標準化して、国に合わせたということなんですが、金額、これも全国同じなのか、自治体によって違うのか、その辺だけ教えていただきたいと思います。

○山村委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

税務証明の手数料に関しては、自治体ごとに条例で手数料を定めておりますので、一律ではございません。

○山村委員長

杉野委員。

○杉野委員

龍ヶ崎は標準的なところですか。

○山村委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

近隣の市町村をこの手数料条例の改正で調べましたけれども、多少、100円程度の差異はありますけれども、飛びぬけて龍ヶ崎市が高いとか低いとかいうことはございませんので、ほぼ標準的な金額ではないかなと認識しております。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員
了解しました。
上がらないようにお願いします。

○山村委員長
他にご質問はございますでしょうか。
伊藤委員。

○伊藤委員
100円上がっているところがあるんですけど、今までどおりということではないので、何かしかあるのかなという思いもありますので、その理由だけお願いします。

○山村委員長
森下税務課長。

○森下税務課長
当市の他の証明がほぼ300円で、これだけ200円というところがまず1点と、あと、先ほど申し上げましたように、他市町村の手数料を確認したところ、300円にしているところが結構ありますと、そういうところと整合性をとるために今回の手数料条例の改正に合わせまして値上げしたところでございます。

○山村委員長
よろしいですか。
他にご質問ありませんか。
〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。
議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第10号 市有財産の取得について（追認）（中型バス賃貸借）について、執行部から説明願います。
大貫総務部長。

○大貫総務部長
議案書26ページになります。
議案第10号 市有財産の取得について（追認）（中型バス賃貸借）についてでございます。
これは、令和7年7月31日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、所有権移転条項付賃貸借契約に係る議会の議決というようなことで、過去に市が契約した予定価格2,000万円以上の不動産または動産の賃貸借契約であって、期間満了後に当該物件の所有権が市に譲渡される所有権

移転条項付の賃貸借契約につきましては、実質的に割賦販売における財産の買入れに当たるというような判断に基づき、議会の承認、今回の場合は追認でございますけれども、追認を求めるものでございます。

今回、その該当する案件を提出させていただいておりますけれども、そのうちの1件、議案第10号につきましては、中型バスの賃貸借でございます。

契約金額は月額49万4,208円、総額2,965万2,480円、契約の相手方は日立キャピタルオートリース株式会社でございます。

この契約につきましては、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの契約となっておりまして、すでにリース契約期間は終了し、バスにつきましては市に譲渡されているというような状況でございます。

資料といたしまして、賃貸借契約書がついておりますが、その中の29ページの「第18条 賃貸期間満了後、自動車は発注者へ無償譲渡するものとする」、この条項に基づき無償譲渡となっておりますので、先ほど申し上げましたとおり財産の取得に当たるというようなことで、今回追認をお願いするものでございます。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
札野委員。

○札野委員

後で割賦販売と同じだということで、今回追認の形になっていると思うんですけども、当時の解釈では、契約の相手方もリース会社ですので、当然賃貸借で何ら不都合がない形だったと思うんですけども。

他にも数件あるんですけど、どうして当時はこれをこういうふうにしようとしたのか、分かれば教えてください。

ついでに言わせてもらうと、要は、リースで借りるという形をとりますと、総額の金額は別として、払う金額は落ちるじゃないですか。

この額にしましても、49万4,208円を年数で掛けると3,500万円ぐらいが支払う額だと思うんですけど、当然これリース契約にしているっていうことは、実際にそのバス会社、販売会社の方からすれば、本当は代金として全額いただきたいけれども、いただけないから、その年数分、平成36年まで6年間ですか、の分は当然金利がかかっていますけれど、その分に関しては市でみてくださいねっていう話になっているんだと思うんですね、この金額を見ると。

本来であれば、対価物に対して例えば3,000万なら3,000万お金を払って、それを市債かなんかで用立てて払うのが正規だったと思うんですけども、それをバスに限らず、この後の件もそうですがリースという形を取られているんですけども、どうして当時はそれをメインにやっていたのかが知りたいです。

○山村委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

まず、総額の話で3,000万以上というお話を出ていましたけれども、こちらにつきましては月額49万4,280円で、60か月で総額2,965万2,480円の契約でございます。

それで、リース契約につきましては、こういった自動車であったりプレハブなんかをリース契約しているところでございますけれども、バスなんかは別といたしまして、プレハブなどは最初から

買い取りっていうのがなかなか、仮設住宅でありますので難しいということもありますので、リース会社などと契約しております。

起債で最初からやるという方法もございますけれども、これ、同じく年度間負担の軽減、均等を図るというような趣旨で活用しておりますので、目的物件に合わせましてリース契約にするであるとか、起債を財源として直接購入或いは建築するというようなことを、その都度選択している状況でございます。

○山村委員長
札野委員。

○札野委員

プレハブに関しては、確かにその目的物…でも、その答えもちょっとどうなのかなっていう。普通のプレハブのイメージからすると、プレハブではないですよね。プレハブ工法ではありますけれども、ちゃんとした建築物だと思うんです。

そのときにですね、契約の内容に関して市の方でこれでいくっていうのは物件ごとに選ばれるっていうことですけれど、ただ、その時には弁護士とかそういうところに相談っていうのはされなかったということでしょうか。

○山村委員長
大貫総務部長。

○大貫総務部長
当時は、弁護士相談等は行っておりません。

○山村委員長
札野委員。

○札野委員

特段、追認ですし、別に認めないわけでもありませんし。もう、さっさとこういうのは終わればいいと。

今後、こういったことは割賦販売をするのか、割賦販売であれば市民に対しても「トータル幾らで、今回のメリットはこうあります」っていうのをちゃんと説明いただかないと、ちょっと誤解を招くこともあるかもしれませんので、今後は注意をしていただきたいと思います。

以上です。

○山村委員長
大貫総務部長。

○大貫総務部長

今までリース案件等につきましては、債務負担行為というようなことで予算提出させていただきまして、その期間及び限度額というものはあらかじめ決めさせていただいているところでございます。

今後につきましては、こういったことが生じないように、或いはどうしてもこういう契約をするという場合は、あらかじめ議会の承認を得るというようなことで注意してまいりたいと思います。

誠に申し訳ありませんでした。

○山村委員長

他にありませんか。
藤木委員。

○藤木委員

国から指摘されたので、ここで議案として出てきているのかなと思うんですけれど、「追認しろ」って書いてあるんですけど、万が一「嫌だ」っていったって、これ、どうしようもないですね、既に。

終わっているところもあるので、どうしてここに議案として出てきたかっていうことを、ちょっと分かりやすく説明していただけますか。

お願いします。

○山村委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

まず初めに、国からのご指摘ということでございましたが、これは国から指摘されたわけではございません。

全員協議会等でもご説明させていただきましたが、他市町村でこういった案件が出たというような報道を受けまして、本市にも同じような事例があるかどうか調査をしたことがきっかけで、現在の議案上程に至ったところでございます。

続きまして、一般質問で岡部賢士議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、これが例えば今回否決というようなこととなった場合につきましては、契約自体は無効な契約というようなこととなるわけでございますが、契約の相手方が賃貸借物件を提供した上で、市がその物件を占有し、賃貸借料相当分の金銭を払ったという事実がございますので、その事実状態が占有され、双方の権利・義務等が法律上保護されるというような認識をしているところでございます。

○山村委員長

よろしいですか。
藤木委員。

○藤木委員

もう契約もすべて終わっているのを追認するっていう意味が、いまだにちょっと分からぬんですけども、追認されなくても、もうこれは終わっていることなんじゃないんですか。

○山村委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

確かに本件、第10号につきましては、契約期間は終了しているものでございますけれども、こちらが議会の議決に付すべき契約に該当しているという判断でございますので、これを受けていなかったというようなことで、この契約が無効なものであるというようなことになってしまふわけでございます。

先ほど申し上げましたように、実質的には事実状態の継続ということで、双方の権利・義務は保護されるものでございますが、やはり無効な契約の状態であったというのは望ましくないという判断に基づきまして、追認をお願いするものでございます。

○山村委員長
藤木委員。

○藤木委員

何か、聞いていておかしな話なんですが、追認するかしないかって他の委員さんの意見もよく聞きまして判断させていただきますが、他の市町村の報道で潔く自分たちで調べたというところは、評価したいとは思います。

○山村委員長
他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 11 号 市有財産の取得について（追認）（平成 24 年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借）について、執行部から説明願います。

落合教育部長。

○落合教育部長

議案第 11 号 市有財産の取得について（追認）（平成 24 年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借）についてでございます。

議案書は 33、34 ページをお願いいたします。

これは、平成 24 年度龍ヶ崎市立八原小学校仮設校舎賃貸借契約について、予定価格が 2,000 万円以上となり賃貸借期間満了後に所有権が市に譲渡される所有権移転条項付きでありましたことから、実質的に割賦販売による不動産または動産の買入れに該当し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定します財産の取得に当たるものと判明したため、議会の追認を求めるものでございます。

契約金額につきましては、1 月当たり 45 万 1,500 円、総額で 2,709 万円。契約の相手方は、茨城県水戸市にございます大和リース株式会社 水戸支店でございます。

契約満了後に無償譲渡するというような文言は、こちらの資料には出ておりませんが、実際には契約書の後ろに仕様書が付いておりまして、そちらの方に賃貸借期間満了後の取り扱いといたしまして、賃貸借終了後の目的物は市に無償譲渡するというような規定が記載されております。

説明につきましては以上でございます。

○山村委員長
執行部からの説明は終わりましたが、質疑等ありませんか。
油原委員。

○油原委員

先ほどのところで聞こうと思っていて、簡単で結構ですから。

基本的にリースの方がお得だというようなことなんだろうけれども、概算で結構ですから、お金で比較を。

直接買って建築した場合は幾らなのか。実際これの総額よりは下がると思いますけれども、5 年後は何年使えるのか。その間、やっぱり維持管理費とかどうのこうのがあって、最終的には解体は自分でやるとか。

基本的にどのぐらいの金額的なメリットがあるのか。そういうことを考えて、リースにしたんで

しょうから。経済的メリットだけで。

○山村委員長

海老原教育総務課長。

○海老原教育総務課長

リースと、実際の整備工事での費用比較ということでございますが、今、手元に細かい資料がないので、確認の時間を頂戴したいと思います。

また、当時、ずっと使う学校校舎につきましては整備事業という形で、国庫補助、起債を入れて整備していたと。そして、児童・生徒が増加する対策としての校舎につきましては、一時的なリースという形で対応をしていたところでございます。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

補足をさせていただきます。

当時の建築単価が今ちょっと手元にないので、正確な金額は把握しておりませんが、永久校舎は鉄筋コンクリート造りですので、例えば鉄筋コンクリートの平米単価 30 万円というふうに仮定しまして、面積が 199.42 平米ですので、まともに鉄筋コンクリートで同じ面積を建てた場合には、およそ 6,000 万円近くかかっていたというふうに考えております。

○山村委員長

油原委員。

○油原委員

比較が上手ですけれども、リースと比較したのは永久校舎造りの場合でしょう。

いや、プレハブをリースではなく買って建てた場合は、多分ここでいう 2,180 万はしないわけでしょう、直接やれば。

リースは利息とか何か取られるわけですから。そこで、学童保育ですから 5 年経ったらまた使うわけですけれども、その先、例えば 5 年、10 年使うと維持管理費もかかるわけだけれど、そういうことをトータルで比較した場合には、このリースの方が経済的に有利だというような判断を多分したんだろうとは思うけれども、そういう数字ですよね。

答弁は結構です、はい。

○山村委員長

他に質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 11 号、本案は議案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 24 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 5 号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、「別冊1」をお願いいたします。

「別冊1」1ページ、議案第24号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）でございます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億1,306万2,000円とするものでございます。

併せて、債務負担行為、地方債を補正しております。

では、総務部所管事項について説明させていただきます。

まず、6ページでございます。

第3表 地方債補正でございます。

地方債の追加といたしまして、被災者生活再建支援システム整備事業で、限度額120万円を新規計上しております。こちらにつきましては、県の同システムの更新に係る市負担金の財源として発行するものでございます。

続きまして7ページ、真ん中で、防災情報ネットワークシステム整備事業でございます。430万円を増額し、限度額を1,810万円とするものでございます。こちらにつきましては、Jアラートの新型受信機設置に係る財源として追加するものでございます。

続きまして歳入です。10ページをお願いいたします。

歳入、まず市税でございます。

市民税の個人所得割現年課税分でございます。1億2,188万4,000円の減額でございます。

これは、調定に基づき税額が伸びないというようなこととなりましたので、対応のため減額するものでございます。

その結果、関連いたしまして一つ飛んだ箱で、普通交付税でございます。こちら、普通交付税が7月に本算定が行われまして、9,273万7,000円の増額になりました。

この大きな要因といたしまして、先ほどの個人住民税の減額、伸びなかったというものが大きな要因でございまして、例えばこの個人所得割の現年課税分の1億2,100万を、交付税算入相当の約75%にしますと、交付税がその分で9,100万伸びるわけでございますので、概ね減収分につきましては交付税には算定されたと判断しているところでございます。

その間にあります、個人住民税減収補てん特例交付金、定額減税減収補てん特例交付金につきましても、交付税の7月本算定に伴い増減がございましたので、計上させていただいたところでございます。

続きまして11ページでございます。

下から二つ目の箱、一般会計繰越金で6億4,140万7,000円の計上でございます。こちらにつきましては、令和6年度の実質収支が12億2,500万円ほどございました。

それにつきまして、今回の補正予算の財源不足分を調整させていただくとともに、実質収支の半分を、後で歳出でご説明いたしますが、半分以上積み立てるというような地方財政法の規定に基づく積立の財源も合わせまして、6億4,000万円の計上をしたところです。

こちらにつきましては、これで合計で10億4,500万円程度の繰越となりまして、補正後の予算計上していない残高につきましては1億8,000万円程度の残が生じているような状況でございます。

次の諸収入の雑入につきましては、上の三つ、市のまちづくり・文化財団派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、市シルバー人材センター派遣負担金につきましては、派遣職員の確定に伴いまして、派遣先の給与の負担金の増減でございます。

続きまして12ページは市債でございます。

防災情報ネットワークシステム整備事業、被災者生活再建支援システム整備事業につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

続きまして歳入です。14ページをお願いいたします。

まず、給与費でございますが、各項目に計上されておりますので、トータルで説明させていただきます。

まず、職員給与費でございますけれども、こちらにつきましては、配置職員の確定による増減が主な理由となりまして、トータルでは給料で 103 万 8,000 円の減、職員手当で 2,365 万 6,000 円の減、共済費で 861 万 5,000 円の増となっております。

会計年度任用職員につきましても、実際の任用条件に合わせた補正でございまして、報酬につきましては 339 万 5,000 円の減、職員手当は 159 万 8,000 円の減、共済費につきましては 369 万円の増となっているところでございます。

それでは、14 ページの一番下の二つでございます。

職員管理費から説明させていただきます。

職員管理費の需用費につきましては、令和 8 年度の職員の名札印刷費の計上でございます。

続きまして、職員研修費につきましては、経済産業省に派遣しております職員の旅費の計上、及び実務研修生のアパートの賃借料の増額となっております。

続きまして、管財事務費でございます。

委託料は不動産鑑定でございまして、こちらは旧高砂市営住宅跡地売却に向けた不動産鑑定、及び不動産鑑定評価の委託を予定しております。

一つ飛びまして、庁舎管理費と次の自動車運行管理費でございます。

こちらにつきましても全員協議会で説明させていただきましたカーナビゲーション及び携帯電話に係る NHK の受信料の補正でございます。

庁舎管理費につきましては、ワンセグ機能がついたいわゆるガラケーが 38 台ございましたが、課を一つの単位として契約というようなこととなりましたことから、10 件分の計上でございます。

自動車運行管理のカーナビゲーションについては 1 台分の計上でございます。

続きまして 16 ページでございます。

真ん中、財政調整基金費で、積立金 4 億 2,000 万円の計上でございます。

これは先ほども触れましたが、地方財政法第 7 条の規定に基づき、実質収支の 2 分の 1 以上を積み立てるものでございまして、当初予算において 2 億円を計上しておりましたことから、実質収支 12 億 2,000 万の半分以上ということで、これで 6 億 2,000 万円というようなこととなりますので、半分以上の積立てを行うものでございます。

このページの一番下、市税過誤納還付金でございます。3,162 万 2,000 円の増となります。

こちらにつきましては、法人税の予定納税関係で大口の還付が発生しているということなどを踏まえまして、今後の不足見込み額を計上させていただいたものでございます。

続きまして 17 ページ、一番上の箱の一番下ですね、徴収事務費の委託料でございます。

こちらにつきましては、国のシステム標準化執行に伴いまして、公金収納データ作成システムの修正の必要も生じております。納付書の読み込み・消し込み等を行うシステムでございますけれども、こちらのシステム修正につきまして、2,263 万 8,000 円を計上させていただいたところでございます。

次、18 ページです。一番上、選挙運動公費負担事業でございます。

これは議案第 3 号に伴いましてビラの作成経費の単価が上がりますので、それに伴いまして今後予定される市長選挙の公費負担見込みが増額となるものでございます。

続きまして、飛びまして 28 ページになります。真ん中から下、消防費でございます。

消防費、まず防災活動費でございます。

こちらにつきましては、現在すでに配置済みでありますマンホールトイレとかトイレテントにつきまして、防犯上の機能向上のため、ランタンでありますとか防犯ブザーについて、追加で配置するための予算計上でございます。173 万 1,000 円の計上でございます。

次の防災情報ネットワークシステム更新事業につきましては、J アラート用の新型受信機の設置工事費の計上でございます。

続きまして、被災者生活再建支援システム更新事業は、茨城県被災者生活再建支援システムの更新に伴う負担金の計上でございます。

以上の二つにつきましては、先ほどの起債を充てさせていただいているところでございます。

続きまして、防災訓練費でございます。

こちらにつきましては、市の総合防災訓練に当たりまして、防災の啓発グッズを購入いたしまして啓発を図るとともに、老朽化しております煙体験テントを購入しようとするものでございます。合わせまして、64万円の計上でございます。

続きまして、防災備蓄施設管理費でございます。

こちらにつきましては44万1,000円の計上なんですが、委託業務におきましては防災備蓄施設の名称を入れました看板を作成しようとするものでございます。

また、工事費につきましては、旧給食センター第1調理場でございますけども、こちらの2階の電灯の電気配線の修理費で、改修を予定しております。

続きまして、飛びまして32ページ、33ページでございます。

32ページの一番下、一般会計債元金償還費、次のページの一般会計債利子償還費でございます。

こちらはいずれも、令和6年度債の発行額及び借入条件の確定に伴い、補正を行うものでございます。

総務部所管事項については以上でございます。

○山村委員長

岡野総合政策部長。

○岡野総合政策部長

続きまして、総合政策部所管事項についてでございます。

初めに歳入です。引き続き「別冊1」の12ページをお願いします。

一番上、雑入のわくわく茨城生活実現事業費（移住支援分）返還金です。

これは、令和3年度に龍ヶ崎市わくわく茨城生活実現事業移住支援金の交付決定を受けた者が市外に転出したことから、交付決定の取り消しによる返還金50万円を受入れるため計上するものでございます。

続いて歳出に入ります。15ページをお願いします。

中ほど企画費の総合政策事業費でございます。

これは、令和6年度物価高騰対応給付金事業（調整給付分）の実績の確定による国の交付金精算処理により、残額を償還するものでございます。

次にその下、電子計算費の標準化システム端末管理費です。これは、契約額の確定による不用額の減額補正となります。

次にその下、窓口申請デジタル化推進費です。これは、クレジットカード決済サービス利用料に関して料金改定がされたため、増額分を補正するものでございます。

次に16ページをお願いします。

一番上、地域振興費の移住支援金交付事業です。これは、先ほど歳入予算のところで説明いたしました龍ヶ崎市わくわくいばらき生活実現事業移住支援金の返還金50万円のうち、茨城県への返還分37万5,000円を計上するものでございます。

次に3項目飛びまして、諸費のまちづくり・文化財団助成費でございます。

これは、令和7年度の人事異動に伴う市職員派遣負担金等の再算定による補助対象人件費が増額となったため、補正計上するものでございます。

総合政策部の所管事項については以上になります。

○山村委員長

落合教育部長。

○落合教育部長

続きまして、教育委員会所管事項についてご説明いたします。

「別冊1」の6ページをお願いいたします。

上段の第2表 債務負担行為補正の追加でございます。

これは、龍ヶ崎西小学校スクールバス運行業務委託計（令和7年度）でございます。現在の契約が令和7年度末に終了することに伴い、新たに契約更新を行う必要が生じ、令和8年4月からのスクールバス運行に向けまして本年度から事務手続きを進めるため、令和7年度から令和10年度までの債務負担行為を設定させていただくものでございます。

なお、契約期間は現契約と同様に3年を予定しております。

続きまして7ページでございます。第3表 地方債補正（変更）でございます。

表の一番下、小学校施設整備事業でございます。これにつきましては、歳入でご説明をさせていただきます。

それでは歳入でございます。12ページをお願いいたします。

小学校債の小学校施設整備事業債でございます。

これは、今年度実施しております龍ヶ崎小学校校舎内装等改修工事の充当財源であります事業債でございますが、充当率が75%から90%に変更となったため、発行額を増額し、650万円の増額補正をするものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして歳出でございます。29ページをお願いいたします。

2枚目の表です。教育費のうち義務教育施設整備基金費でございます。

これは、旧城南中学校の廃校に伴う財産処分手続きを際し、国庫補助事業（10年以上経過分）の校舎・体育館建設時の国庫補助金について、有償譲渡となった場合にはルール上、原則算定額を国庫に納付する必要が生じます。ただし、市が学校施設整備のための基金に積み立てることにより、この交付金を免除する規定がございます。

このため、今回財産処分の承認を得るために必要な国庫補助金相当額691万9,000円を基金に積み立てるため増額補正するものでございます。

続きまして30ページをお願いいたします。2枚目の表で、右側説明欄の一番下になります。

中学校管理費の償還金でございます。

こちらにつきましては、昭和57年に補助を受けて取得しました旧城南中学校の土地2,500平方メートル、体育館用地の位置づけでございますが、こちらに係る財産処分の承認手続きに要する交付金でございます。土地につきましては、財産処分に係る有償譲渡の場合には、先ほどの校舎や体育館とは異なり、国庫への納付が必要となりますことから、国庫補助金相当額568万円を増額補正し、国庫に納付しようとするものでございます。

続きまして31ページをお願いいたします。2枚目の表になります。

学校施設整備費のうち、北竜台学園開校準備費でございます。

これは、北竜台学園の開校に向けて、開校準備会の、学校運営部会より今年度秋から小学生児童の事前交流学習を行い、開校に向けた準備をしてまいりたい」との意見が出され、校外学習における集団生活を通して体験を積み、同学年での交流を深め、統合後の不安解消に努めるため、松葉小学校・長山小学校5年生児童が森林公园「フォレストアドベンチャー龍ヶ崎」を活用し、交流学習事業を行うことを目的としたしまして63万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じページの3番目の表です。

社会教育総務費の子どもの居場所づくり事業でございます。

これまで文化・生涯学習課では、龍ヶ岡公園管理棟で土・日限定で子どもの居場所づくり事業を展開しておりました。

今年度途中ですが、土・日に加え平日の放課後も含めた事業として拡充をするため、福祉部こども家庭センターに当該事業を移管いたしました。令和7年6月補正予算で子どもの居場所・遊び場創出事業が可決され、7月22日より、龍ヶ岡公園管理棟と長山コミュニティセンター内図書室に「ここくれば」が新たに開設されました。このようなことから、既存の子どもの居場所づくり事業

経費の不用額を減額しようとするものでございます。

最後に、同ページ一番下になります。歴史民俗資料館管理運営費でございます。

歴史民俗資料館に勤務する公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団からの出向職員確定に伴い新給与費の再算定をしたところ、不足額が生じましたことから、4万4,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○山村委員長

中嶋議会事務局長。

○中嶋議会事務局長

続きまして、議会事務局所管事項についてご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。歳出となります。

上の箱の議会費、上から二つ目、議会デジタル化推進費です。

使用料及び賃借料、これはWeb会議システムを、これまで無料版Google Meetで実施してまいりましたが、時間制限がある等の理由から、新たにZoomを採用することとしたため、そのライセンス使用料となります。

次にその下、備品購入費です。

これは、全員協議会室における赤外線会議システム・マイクユニット25台購入後の契約差金となっております。

説明は以上でございます。

○山村委員長

大貫総務部長。

○大貫総務部長

2点ほど説明が漏れてしましましたので、追加させていただきます。

16ページです。16ページの中程、基金費の中で、公共施設維持整備基金費の積立金2,318万7,000円でございます。

こちらにつきましては、令和6年度の土地売り払い収入、県道の美浦栄線バイパスの整備工事に伴う用地取得でございます。白羽地区の市有地を県に売却した相当額を積み立てることでございまして、318万7,000円でございます。

一つ飛びまして、旧大宮小学校管理費でございます。

龍ヶ崎小学校との総合により旧大宮小学校が開いておりまして、管理はしておるところでございますけども、それに伴いまして電気料金でありますとか上水道料金などの不足見込み額を補正させていただくもので、146万8,000円の計上となります。

申し訳ございませんでした。

以上です。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

杉野委員。

○杉野委員

16ページで、一番下なんですが、市税過誤納等還付金、3,162万2,000円。

説明の中で、大口があったとご説明がありましたけれども、内容はどういう内容だったのでしょうか。

金額 3,100 万というのは、先日やった決算の中では 2,900 万くらいあったんですけど、それに匹敵するような補正なので、その辺どういうことなのか教えてください。

○山村委員長
粉川納稅課長。

○粉川納稅課長

今回の過誤納還付金の補正なんですけれども、今まで過去 3 年度間については約 3,000 万ですか 3,500 万の支出をしていたんですけれども、今回、先ほど部長の説明したとおり法人市民税の方で、二つの事業所で約 1,000 万近くの修正申告がありまして、その分の不足ということと、あと、その他にも 200 万、100 万、60 万ですか、約 500 万近くの法人市民税の還付を予定しております。こちらについては、予定納稅という制度がありますので、前の前の年度の収入に基づいて自動的に納付しますので、精算すると還付になるということで、今回法人の還付が多くなっている形と思われます。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員

分かりやすいご説明、ありがとうございました。流動的なんですね。
それで何ていうんですかね、毎年このくらいの還付金が出るんだろうということは、ある程度想定していなくちゃいけないのかなと思いますので、管理の方よろしくお願ひします。

○山村委員長
よろしいですか。
杉野委員。

○杉野委員

次、もう一つ。同じページで財政調整基金。
4 億 2,000 万円ということなんですが、決算のときにも財政調整基金 29 億 3,000 万円ございましたけれども、それに上乗せされるというふうに考えてよろしいですか。

○山村委員長
平野財政課長。

○平野財政課長
はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員

そうすると、財政調整基金残高が 7 年度の決算時にはこの水準で基金残高がありますよ、というふうに認識してよろしいですかね。
その辺はどうなんですか。

○山村委員長
大貫総務部長。

○大貫総務部長

決算でもお示ししましたとおり、6年度におきましては6億5,000万円積み立てで6億5,000万円取り崩しているというようなことでございまして、とんとんというような形になります。

7年度におきましては、現在のところ財政調整基金の繰入れも見ておりますけれども、今のところ積立てが優位というようなことであります。先ほどご説明しましたとおり、繰越金の残高が1億8,000万程度しかもう残っていませんので、今後大口が確実視されるのは人事院勧告に伴う人件費の増、これが2億円はいくんじゃないかなと考えておりますので、残余がなくなってしまうというと、今後の補正財源としては財調の繰入金を使うしかないというようなこととなっておりますので、現在の時点で財調の残高が年度末に確実に増えるとか減るとか、そういうことはまだちょっと申し上げられない状況でございます。

○山村委員長
杉野委員。

○杉野委員

よく分かりました。財政運営、本当に見通しが難しいなと思います。
よろしく運営のほどお願いします。

○山村委員長
他にありませんか。
藤木委員。

○藤木委員

12ページのわくわく茨城生活実現事業費で、50万円返金っていうことなんですが、これ、なんで返金をやられたんでしょうかね。
市から他へ転出なさったということですが、その原因は分りますかね。

○山村委員長
山西まちの魅力創造課室長。

○山西まちの魅力創造課室長

こちらの龍ヶ崎市わくわく茨城生活事業につきましては、東京圏から本市に移住しまして就業又は起業する方、テレワークをする方、本市が関係人口と認めた方に対しまして移住支援金を交付するものでございます。

当初の申請の条件といたしまして「申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること」ということを謳っております。

申請の段階におきまして、こちらの要件を満たさない場合は誓約もいただいておりまして、申請日から3年未満の場合には全額を返還してください、申請日から3年以上5年未満に本市から転出した場合は半額を返還してくださいということにしておりまして、今回につきましては、2人以上の世帯ということで支援金としましては100万円を交付しております。

期間が3年以上5年未満の間になりますので、半額の返還ということでお願いをして、今回の内容につきましては、本人の自己都合によるものになります。

龍ヶ崎から他の場所に転出された、住民票を異動されたということになりますと、その半額の返

還をお願いしたものになります。

○山村委員長

よろしいですか。

藤木委員。

○藤木委員

仕事でしようがないので転出なさったのか、龍ヶ崎がちょっと居心地が悪かったのかとか、そういうところまでは分からんんですね。

○山村委員長

山西まちの魅力創造課室長。

○山西まちの魅力創造課室長

その理由につきましては、うちの方で説明を受けてはいるんですけども、今回につきましては「会社都合とかではなくて、本人の意思で提出をされたということになりました」というところまでで、ちょっと個人的な内容になりますので、その程度のお答えになります。

○山村委員長

藤木委員。

○藤木委員

分かりました。

できるだけいて欲しいと思うんですが、ご本人の意思というのがありますので、ご努力ありがとうございます。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 24 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 30 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、追加提案させていただきました議案書をご覧ください。1 ページです。

議案第 30 号 令和 7 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ 48 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 325 億 1,354 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、6 ページをご覧ください。

歳入の、一般会計繰越金でございます。48 万 7,000 円でございます。

こちらにつきましては、議案第 31 号の下水道事業会計補正予算（第 3 号）の不足財源として一般

会計からの補助金を支出するための補正予算を調整しておりますが、こちらに対する財源調整でございます。繰越金を充てております。

以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第30号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

最後に、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号））の所管事項について、執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは「別冊2」をお願いいたします。

「別冊2」31ページ、（報告1号）処分第12号 令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）でございます。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ3,015万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ319億3,307万1,000円とするものでございます。

それでは36、37ページをご覧ください。

この補正予算は、重点支援地方交付金（省エネ家電買換え促進事業分）を国庫補助金として計上いたしますが、この地方交付金を活用いたしまして、市事業として省エネ家電買換え促進事業を行うものでございます。

歳出の方で3万円の1,000件、3,000万円等を計上しておりますが、それらに充てる財源といたしまして、国庫補助金につきましては重点支援地方交付金が限度額2,665万6,000円の10分の10というようなことで財源として充てる一方、不足分につきまして、一般会計繰越金で349万4,000円を手当いたしまして、総額の3,015万円を手当したところでございます。

説明については以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

現段階で、問い合わせ状況とか分かれば教えてください。

〔「歳出については委員会が違うので。」と呼ぶ者あり〕

大変失礼しました。そうですよね。

○山村委員長

他にありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。
これをもちまして、総務教育委員会を閉会いたします。